

神戸市立工業高等専門学校総合情報センター規則

2023年4月1日

規則第123号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校総合情報センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 センターは、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の情報ネットワークシステム及び電子計算機システム（以下「情報システム」という。）並びに図書館を管理及び運用し、教職員及び学生の利用に供するとともに、情報教育の充実及び校内の情報化を推進することを目的として設置する。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる業務を行う。

- (1) センターが管轄する情報システムの運用及び管理に関すること。
- (2) 教育及び研究における情報システム利用の支援に関すること。
- (3) 事務処理における情報システム利用の支援に関すること。
- (4) 本校の広報活動における情報システム利用の支援に関すること。
- (5) センターの広報誌に関すること。
- (6) 紀要に関すること。
- (7) 校内の情報化に関すること。
- (8) 情報セキュリティに関すること。
- (9) 校内の情報システムの企画、設計及び改善に関すること。
- (10) 情報機器の利用に関すること。
- (11) 図書館の運営及び管理に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほかセンターの目的の達成に必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 センターは、総合情報センター長（以下「センター長」という。）、副センター長若干名及びセンター専任職員で構成する。

2 前項の構成員をセンタースタッフと称する。

(センター長等)

第5条 センター長及び副センター長は、校長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

3 副センター長、センター専任職員は、センター長の指示を受けて、センターの管理、運営及びその他の業務を行う。

4 センター長の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

5 副センター長の任期は原則4年以内とする。

(部門)

第6条 センターに、以下の部門を置く。

- (1) システム管理部門
- (2) 情報教育部門
- (3) 情報化推進部門
- (4) 図書館部門
- (5) 情報資産管理部門
- (6) オンライン教育支援部門

- 2 各部門は、センタースタッフ及びセンター長が委嘱した教職員で構成する。
- 3 各部門に部門長を置き、センター長が指名する。
- 4 部門長は、センター長又は副センター長が兼任することを妨げない。
- 5 図書館部門長は、図書館長を兼務し、センター長または副センター長から任命される。
- 6 各部門員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターに総合情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの事業の計画及び実施に関する事項
 - (2) 専門部会の設置に関する事項
 - (3) 前各号に掲げるもののほかセンターの運営に関する重要事項
- 3 運営委員会は、センター長、副センター長、教務主事（教育）、総務係長、学生係長、センター専任職員、図書館職員若干名及びセンター長が必要と認めた教職員で構成する。
- 4 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を原則として年2回招集し、その議長となる。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時の運営委員会を招集することができる。

(情報委員会)

第8条 センターに情報委員会を置く。

- 2 情報委員会は、次の業務を行う。
 - (1) センターの広報誌に関すること。
 - (2) 図書館に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほかセンターが必要と判断した業務に関すること。
- 3 情報委員会は、センタースタッフ、各専門学科の代表者1名、一般科の代表者2名、学生係担当者1名、図書館職員で構成する。
- 4 情報委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(専門部会)

第9条 センターは、必要に応じて、運営委員会の了承を得て専門部会を置くことができる。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営、管理及び利用に関する細則は、別にこれを定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃については、運営委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。